

平成27年8月26日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成27年6月30日付け27長企監第18号で本審議会に対して諮問の  
ありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり  
答申します。

記

- 1 審議会等の市民公募委員候補者名簿登録制度における個人情報の目的外  
利用について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	2 7 - 1	答 申 日	平成 2 7 年 8 月 2 6 日
審 議 件 名	審議会等の市民公募委員候補者名簿登録制度における個人情報の目的外利用について		
審 議 日	平成 2 7 年 7 月 1 0 日		
内 容			
<p>審議会等における市民公募委員の参画は、パブリックコメント制度の活用とともに、現在、市民の市政に対する意見を反映させる有効な手段として位置付けられている。しかし、現行の市民公募委員の登用（公表公募）方式では、一部の積極的な意見表明をしたい人の意見をもとに市民の意向を推測することとなりかねず、意見を表明しない多数の市民の声を反映することが困難な状況にある。</p> <p>そこで今般、現行の公表公募方式と併用して、公募委員の参画方法に住民基本台帳から一定要件の市民を無作為抽出により作成した候補者名簿に基づき案内状を送付し、参加の意向を確認し、本人から承認を得た場合に登録する方式（登録制度）を設けることとしたものである。</p> <p>この場合において、実施機関が保有している個人情報を収集した目的の範囲を超えた利用（目的外利用）に該当するため、個人情報保護条例第9条第1項第5号の趣旨に照らして諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、所管課に事業内容の確認や質問をしたうえで慎重に本件を審議した結果、本件登録制度の運用規程である「公募委員候補者名簿登録制度実施要綱」には、新しい個人情報ファイルの作成・利用に際し、取得した個人情報の取り扱いを適正に行う旨の明記があり、使用期限到来後には候補者名簿やデータ台帳等を溶解処理すること等の確認ができたため、条例の趣旨に則って本制度を運用するよう求めた上で、その導入には問題ないとの結論に達した。</p>			